



令和8年度 みや遺産 (宇都宮市民遺産) (宇都宮市民遺産認定事業) 募集案内

■応募書類の提出期限■

令和8年9月30日(水)

※応募を予定される場合は、書類の提出前に下記あてご連絡ください。

■応募書類の提出及び相談窓口■

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 魅力創造部 文化都市推進課 文化財保存活用グループ

Tel: 028-632-2768 Email: u42001500@city.utsunomiya.tochigi.jp

1 宇都宮市民遺産制度の理念・目的

本制度は、市民や地域に愛され・親しまれてきた歴史文化資源を、地域ぐるみで継承していくために令和元年度に創設した制度です。

地域や市民に愛され・親しまれてきた歴史文化遺産を「宇都宮市民遺産」として認定し、「地域の宝」として顕彰するとともに、保存継承する活動等を支援します。



2 宇都宮市民遺産の制度概要

【対象のイメージ】

(1) 宇都宮市民遺産の対象

下記に該当する地域の歴史文化資源が対象となります。

(※文化財の指定・未指定は問いません)

①有形文化遺産

建造物、旧跡、天然記念物などその歴史的背景が貴重であり、地域の特色として認められている「有形」の地域資源

②無形文化遺産

古くから伝えられてきた芸能や風俗慣習などの生活文化や、地域又は本市を象徴する「無形」の地域資源



(2) 認定の種類・基準・期間

①認定の種類

宇都宮市民遺産には、歴史文化資源のみを認定する「資源型」と、歴史文化資源と保存活用する活動をセットで認定する「総合型」の2種類があり、認定要件や支援内容等が異なります。

②認定基準

「資源型」はアを、「総合型」はア・イを満たすものとします。

ア 歴史文化資源そのものの基準

- ・市民や地域に愛され、親しまれている歴史文化資源であること
- ・本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれているものであること。
- ・現物、本物であること。(時代考証のもと復元・修復されたものも含む)

イ 保存活用する活動の基準

- ・歴史文化資源を核とした活動であり、地域コミュニティの活性化や歴史文化を継承する人材育成に資する活動であること(伝統行事・清掃活動・維持管理活動・学習会等)

③認定期間(下表のとおり)

	資 源 型	総 合 型
対 象	歴史文化 資源	歴史文化 資源 + 保存活用 する活動
認定期間	・期間なし	・認定から10年(毎年活動) ※毎年、活動報告の提出をいただきます。

(3) 応募資格

- ・保存活用の主体となる団体等(単位自治会も含む)

(4) 認定

- ・宇都宮市民遺産は、認定基準をもとに宇都宮市が認定します。なお、認定の審査に当たっては「宇都宮市民遺産会議」(※)に意見聴取を行います。

※「宇都宮市民遺産会議」は、学識経験者や文化財関係団体等から意見を聴取するために設置する懇談会

3 応募方法・書類の作成方法

(1) 事前相談【重要】

応募予定のある団体等は、応募書類の提出前に、文化都市推進課までご相談ください。

(2) 応募方法

事前相談後、必要書類（申請書・推薦書・同意書・関係図面等）を文化都市推進課にご持参ください。

(3) 応募期間

令和8年7月1日（水）～ 令和8年9月30日（水）

(4) 応募書類の作成方法等

申請書等の様式は、文化都市推進課、各地区市民センター、各市民活動センター窓口を設置

【注意】各地区市民センター、各市民活動センター窓口への設置は7月からとなります。

①申請書（第1号様式）

・記載例を参考にご記入ください。

【添付資料】

団体の会則又は規約、位置図、現況を示す写真

概要・沿革又は由来に関する書類（コピーも可）

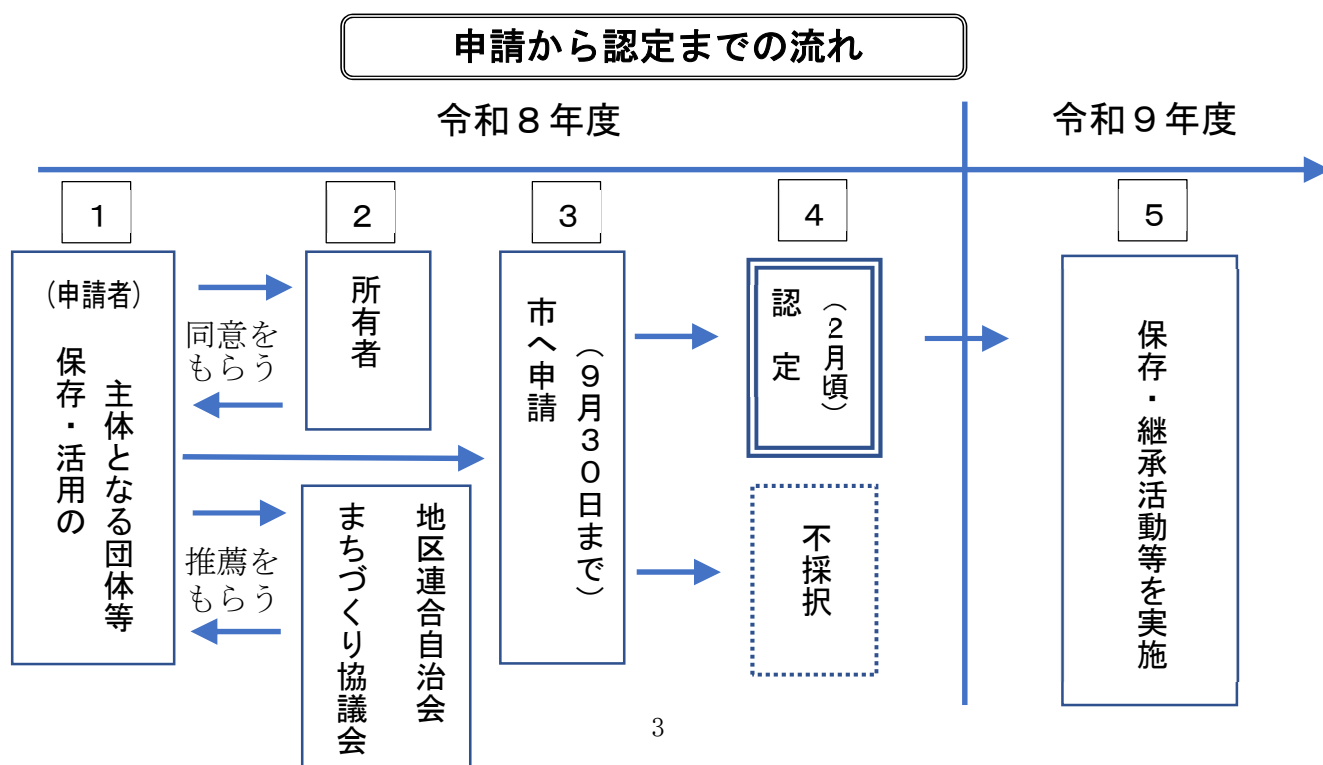


②推薦書（第2号様式）

- ・各地域まちづくり協議会又は地区連合自治会に連絡の上、推薦についてご相談ください。
- ・連絡先等がわからない場合は、文化都市推進課までお問い合わせください。

③同意書（第3号様式）

- ・歴史文化資源のすべての所有者から同意を得た上で申請してください。
- ・申請者と所有者が同一の場合も提出ください。



4 支援の内容について

令和8年度に認定された「宇都宮市民遺産」については、令和9年度から補助金交付事業により認定団体の活動等を支援するほか、市が魅力発信と活動継続への支援を行います。

(1) 認定団体への補助金交付

- ・宇都宮市民遺産に認定された場合は、要綱に基づき「活動費補助金」「管理費補助金」「修理費補助金」の交付を受けることが可能となります。

※ただし、指定文化財に係る各種補助金と重複して申請することはできません。

※補助金の交付に当たっては、別途補助金申請の手続きがあります。

	資 源 型		総 合 型	
解説看板設置	対象	解説看板設置 (1 資源 1 基)	対象	解説看板設置 (1 資源 1 基)
	内容	補助率：定額 上 限：市の予算の範囲内 (1 基上限 15 万円)	内容	補助率：定額 上 限：市の予算の範囲内 (1 基上限 15 万円)
活動費補助金			対象	活動に係る経費 (※1)
			内容	補助率：50%以内 上 限：市の予算の範囲内 (1 団体上限 5 万円)
管理費補助金			対象	収蔵庫 (新築・移築)
			内容	補助率：40%以内 上 限：新築 400 万円 移築 200 万円
修理費補助金	対象	修理に係る経費 (※2) (※3)	対象	修理に係る経費 (※2)
	内容	補助率：40%以内 上 限：300 万円	内容	補助率：40%以内 上 限：300 万円

※1 消耗品・燃料費・お茶代・広報用チラシ・パンフレット等製作費等。

※2 原則として、所有者が認定団体の構成員であることが交付の前提となります。

※3 その後の保存継承に支障があると認められ、修理後に公開等の活動を行う場合。

(2) 市が主体となつて行う支援事業

認定された歴史的資源の魅力発信や、保存活用活動に対する支援を行います。

- ・「歴史文化資源」や「活動」に関する情報発信
- ・団体が活動を継続するために必要な知識等の習得の支援

【事前相談・お問合せ・応募先】

宇都宮市 魅力創造部 文化都市推進課 文化財保存活用グループ
(〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5)

電話：028-632-2768